

府中市障害福祉計画（第7期）
障害児福祉計画（第3期）
（令和6年度～令和8年度）
素案

令和5年 月

府中市

(市長あいさつ分挿入)

目次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨について | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨・背景 | 1 |
| 2 | 障害者支援に関する近年の国の政策動向について | 2 |
| 3 | 計画の位置付け | 4 |
| 4 | 計画の期間 | 5 |
| 5 | 計画の策定体制 | 6 |
| 6 | 障害者計画の理念 | 7 |
| 第2章 | 本市の障害者福祉の現状と課題 | 8 |
| 1 | 障害のある人の現状 | 8 |
| 2 | 本市の障害者福祉に関する課題 | 18 |
| 第3章 | 障害福祉計画（第7期） | 27 |
| 1 | サービスの内容 | 27 |
| 2 | 成果目標 | 31 |
| 3 | サービス見込量（活動指標） | 36 |
| 第4章 | 障害児福祉計画（第3期） | 52 |
| 1 | サービスの内容 | 52 |
| 2 | 成果目標 | 53 |
| 3 | サービス見込量（活動指標） | 55 |
| 資料編 | | 58 |

|| 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障害のある人や高齢者、生活困窮者等大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障害のある人やその家族などへの支援がますます必要とされています。

国においては、「障害者差別解消法」を、令和3年5月に改正し、民間事業者の「合理的配慮の提供」の努力義務を義務と変更しました。この「改正障害者差別解消法」は令和6年4月に施行されます。

また、令和4年8月にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われた障害者権利条約の日本政府報告書審査を踏まえ、9月に国連障害者権利委員会から日本政府へ総括所見が示されました。差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育などをはじめとする多くの課題について勧告がなされました。

その後も、障害のある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障害のある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取組が進められています。

府中市（以下「本市」）においても、「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」のもと、各種の施策に取り組んでまいりましたが、このたび計画の見直しの時期を迎えたことから、新たに「府中市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」（以下「本計画」）を策定し、引き続き本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進してまいります。

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について改正が行われました。

【指針見直しの主な事項】

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の
尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
その他：地方分権提案に対する対応
- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

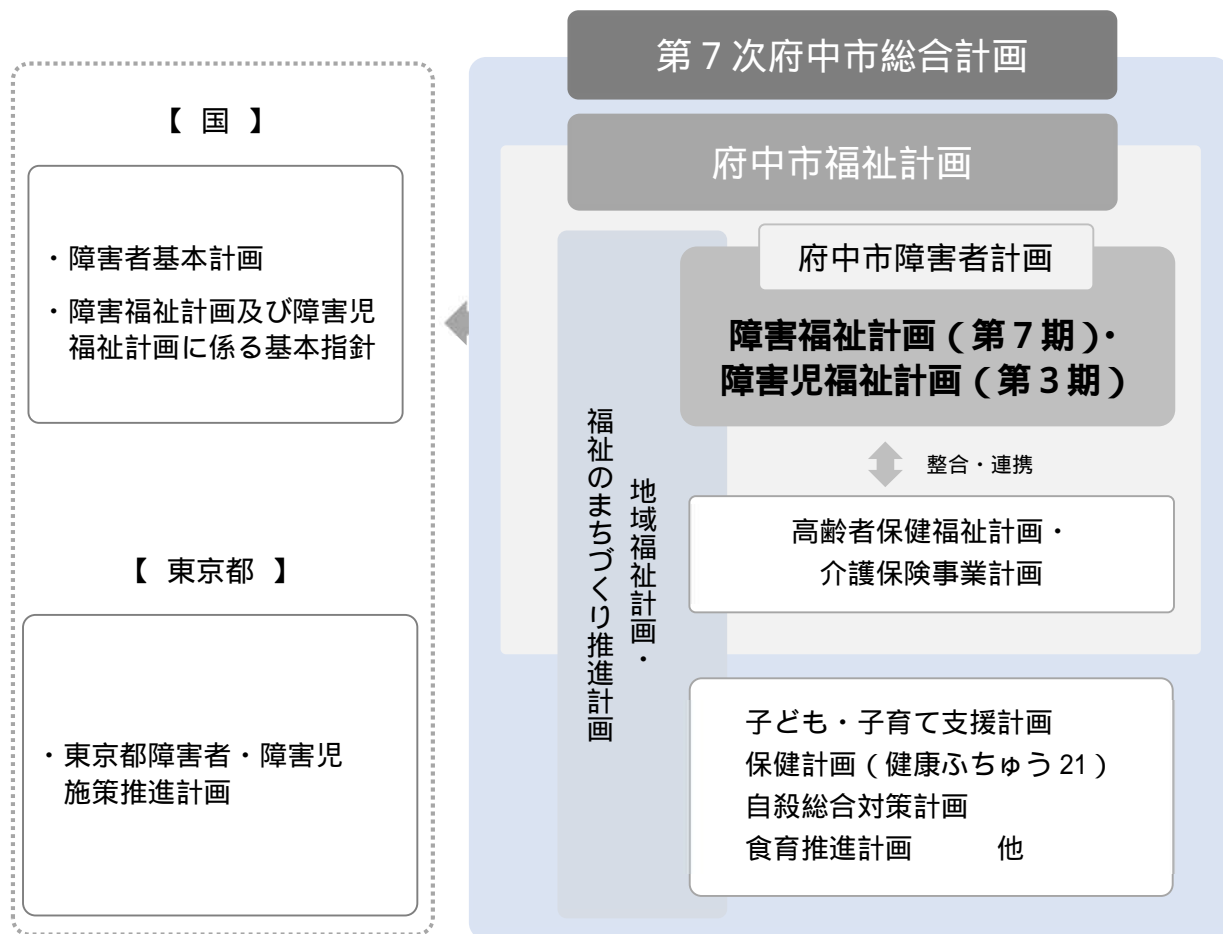
障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

| | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|-----|---|---|--------------------------------|
| 内容 | 障害者施策の基本方針について定める計画 | 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 | 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画 |
| 根拠法 | 障害者基本法 | 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| 国 | (第5次)障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ~令和9(2027)年度) | 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す) | |
| 東京都 | 東京都障害者・障害児施策推進計画 | | |
| 府中市 | 府中市障害者計画 | 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期) | |

本計画の中での「児童」とは児童福祉法による0~18歳を指す。

(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「第7次府中市総合計画」の障害者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び都が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



4 計画の期間

本市では、障害福祉の推進を図るため、令和3年度に、令和8年度までを計画期間とする「府中市障害者計画」、令和5年度までを計画期間とする「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」を策定しています。

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

| 区分 | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) | 令和11年度 (2029) |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 障害者計画 | 障害者計画 | | | | | | 次期計画 | | |
| 障害福祉計画 | 第6期 | | | 第7期 | | | 次期計画 | | |
| 障害児福祉計画 | 第2期 | | | 第3期 | | | 次期計画 | | |

|| 5 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障害福祉に関する団体・障害福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する協議機関にて、計画の内容を協議検討しました。

(2) アンケート調査の実施

障害福祉に関する団体・障害福祉サービス事業者の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和5年3月7日から3月20日に、郵送とWEBによる調査で「障害者福祉団体調査」、「障害福祉サービス事業所調査」を実施しました。

(3) 計画策定への市民参加

計画（案）作成の段階で、市民から幅広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

6 障害者計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立(自律)した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、令和3年に「府中市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画」を改定しました。

「自立(自律)」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす市民として、その人らしく生活をすることを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。また、地域で暮らす全ての人が、障害があってもなくても、相互に人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要です。特に、障害のある人がその人の力をいかして働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、本計画は、障害のある人のためだけのものではなく、全ての市民にとっても大切なものです。バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけでなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、全ての障害のある人が安心して暮らせるまちは、全ての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

全ての障害のある人のための計画づくりは、全ての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

「すべての障害のある人」とは、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な障害のある人を含みます。

**障害のある人もない人も、
お互いに尊重し合い、市民全てが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現**

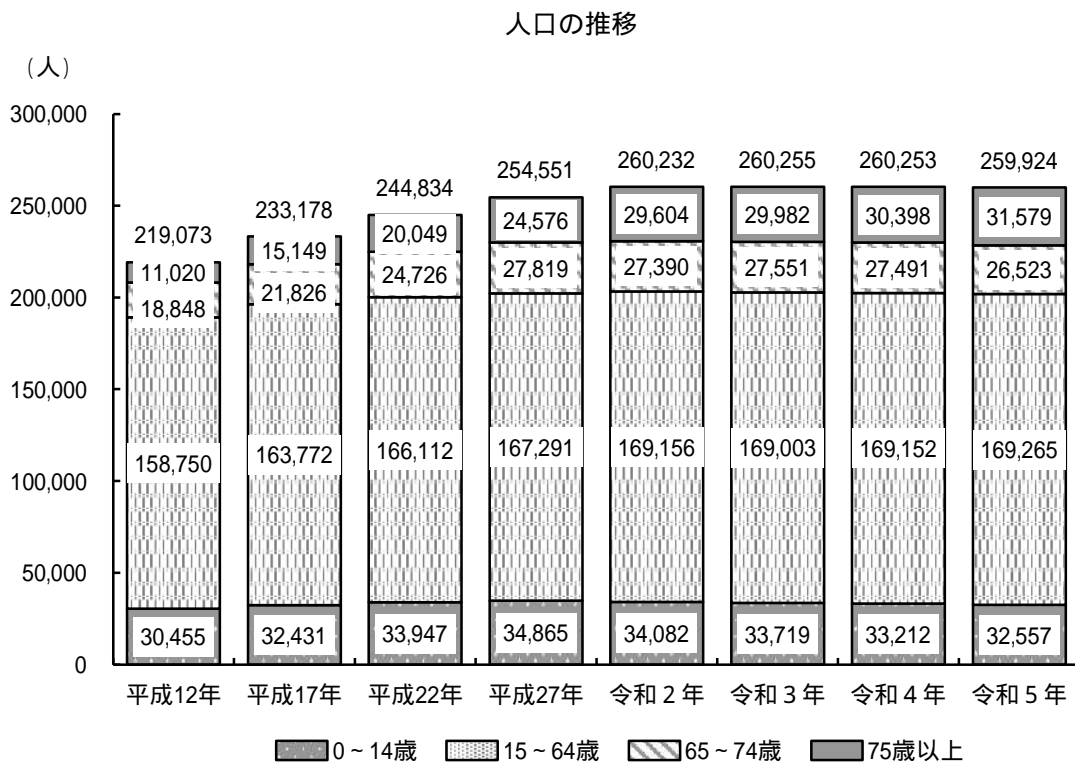
第 2 章

本市の障害者福祉の現状と課題

1 障害のある人の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、令和5年1月1日時点の人口は、25万9,924人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、5万8,102人で、令和2年から令和5年までの3年間で1,108人増加しています。令和2年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65歳から74歳までの人口を上回りました。また、0歳から14歳までの年少人口は、増減を繰り返し、3万2,557人になっています。



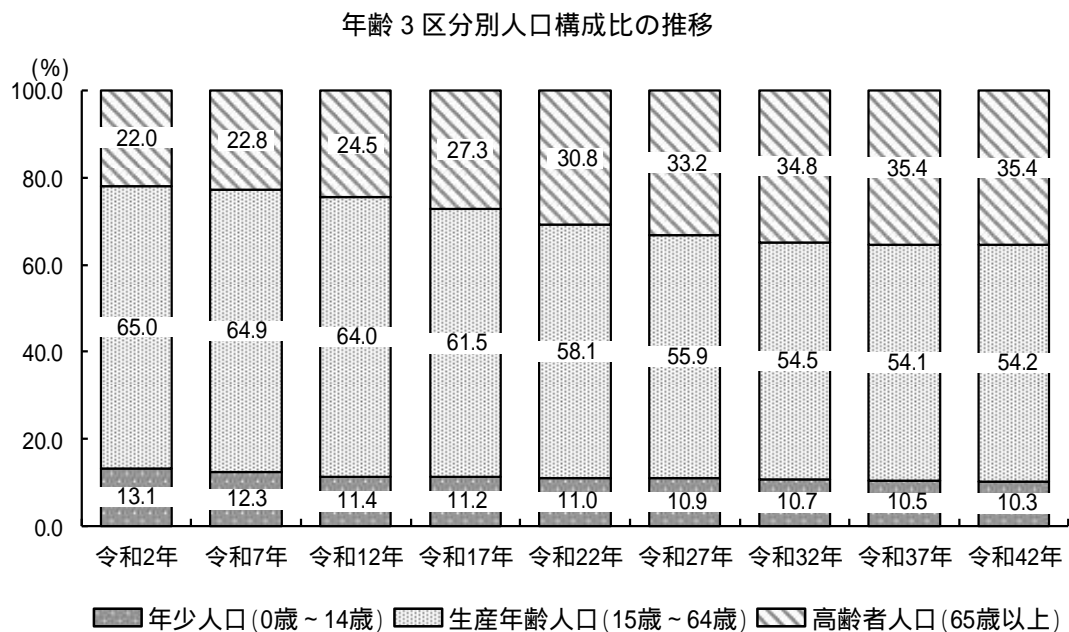
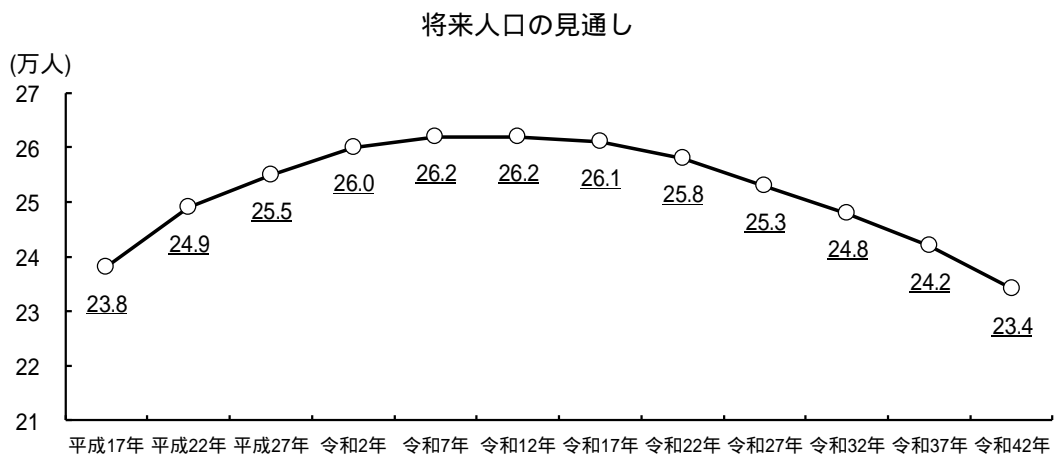
平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。

資料：府中市「住民基本台帳」(各年1月1日)

(2) 人口推計

本市の総人口の将来見通しは、令和12年(2030年)の26.2万人をピークに減少に転じ、令和32年(2050年)には令和2年(2020年)比で4.8パーセント減少、令和42年(2060年)には同年比で10.3パーセント減少する見込みです。

年齢3区分別に将来推移を見ると、14歳以下の年少人口の割合は減少する一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は急激に増加し、少子高齢化が進行する見込みです。



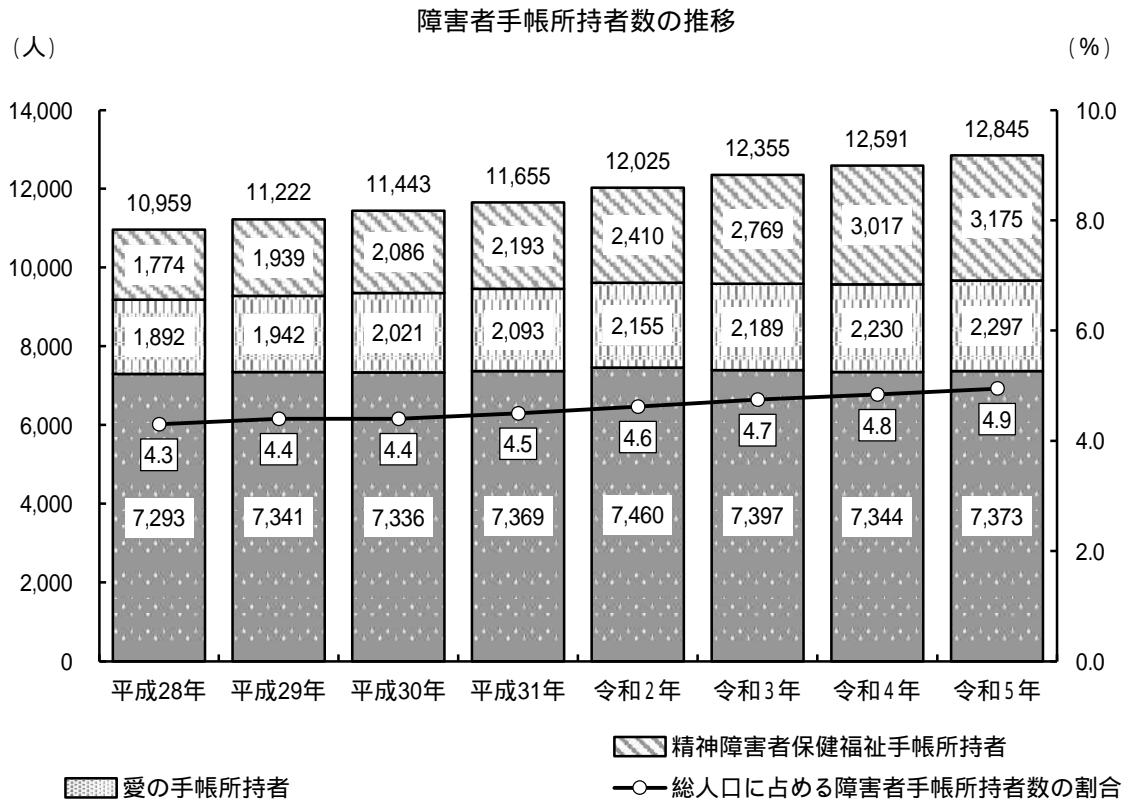
構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100パーセントとはなりません。

資料：「第7次府中市総合計画」

(3) 障害のある人の現状

障害者手帳所持者

本市の令和5年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万2,845人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、4.9%となっています。



重複障害者を含むため、合計は延べ人数

身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者については、平成27年に一時的に減少していますが、これは、前年のシステム改修による手帳所持者数を精査した結果によるものです（府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）より）。

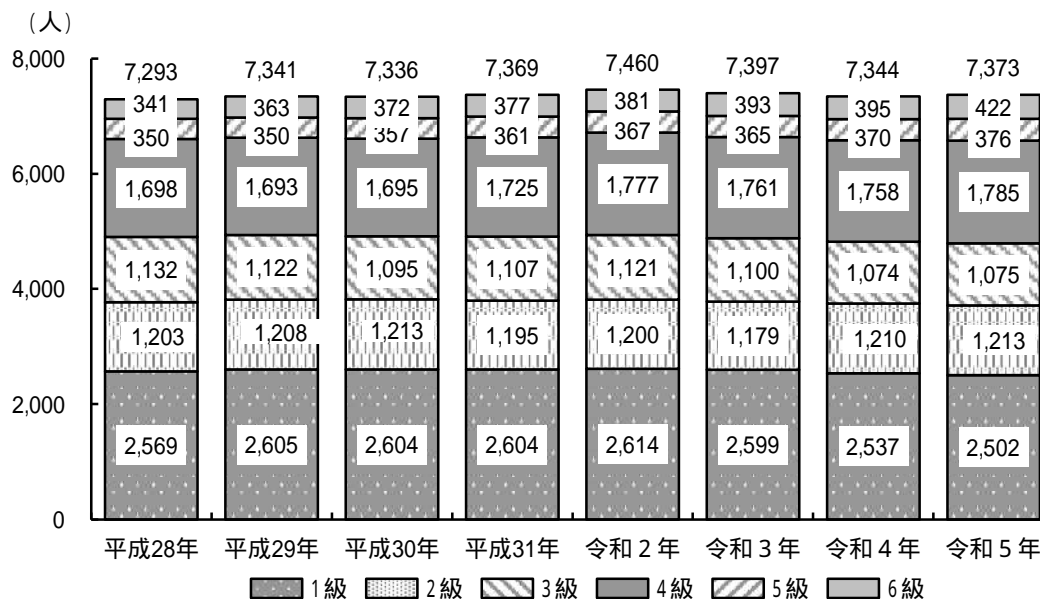
資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

身体障害者手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は、7,373人となっており、平成28年から80人増加しています。等級別で見ると、1級が2,502人、2級が1,213人、3級が1,075人、4級が1,785人、5級が376人、6級が422人となっています。

また、等級別の割合の推移を見ると、いずれの等級も概ね横ばいで推移しており、1級の割合が最も高く、次いで4級の割合が高くなっています。

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



単位：%

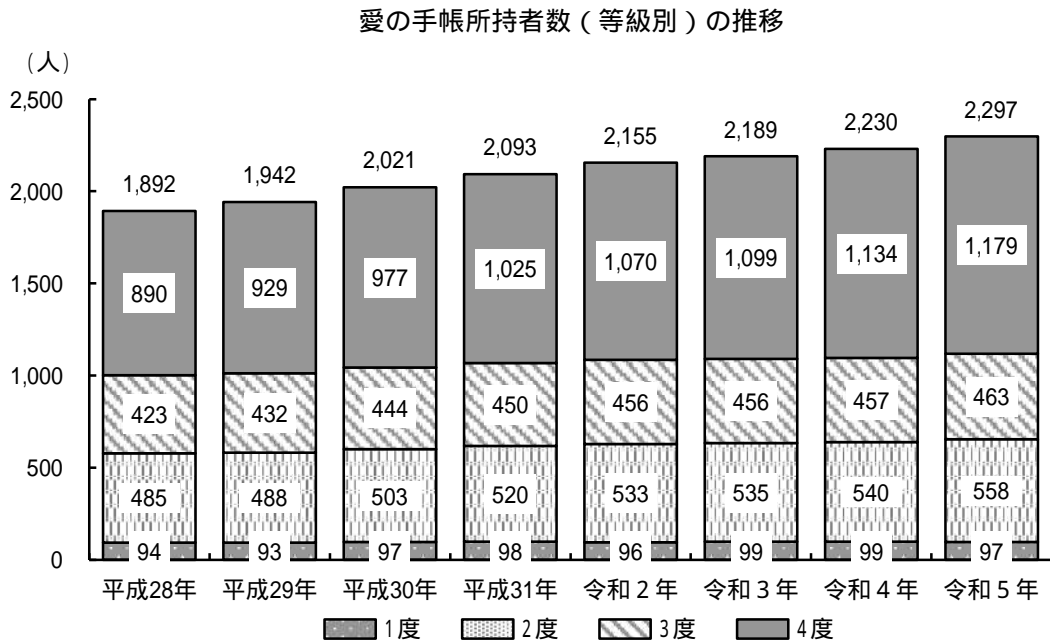
| 区分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1級 | 35.2 | 35.5 | 35.5 | 35.3 | 35.0 | 35.1 | 34.5 | 33.9 |
| 2級 | 16.5 | 16.5 | 16.5 | 16.2 | 16.1 | 15.9 | 16.5 | 16.5 |
| 3級 | 15.5 | 15.3 | 14.9 | 15.0 | 15.0 | 14.9 | 14.6 | 14.6 |
| 4級 | 23.3 | 23.1 | 23.1 | 23.4 | 23.8 | 23.8 | 23.9 | 24.2 |
| 5級 | 4.8 | 4.8 | 4.9 | 4.9 | 4.9 | 4.9 | 5.0 | 5.1 |
| 6級 | 4.7 | 4.9 | 5.1 | 5.1 | 5.1 | 5.3 | 5.4 | 5.7 |

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

愛の手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の愛の手帳所持者数は、2,297人となっており、平成28年から405人増加しています。程度別で見ると、1度が97人、2度が558人、3度が463人、4度が1,179人となっています。

また、程度別の割合の推移を見ると、4度の割合が高くなっており、1度から3度の割合が低くなっています。



単位：%

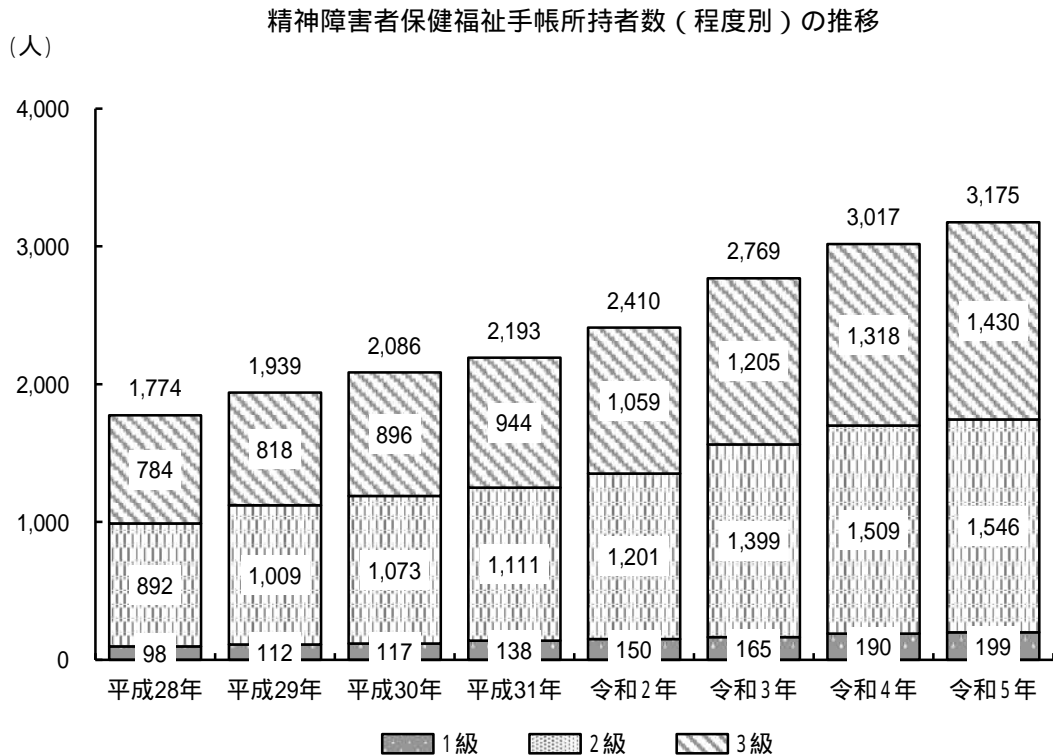
| 区分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1度 | 5.0 | 4.8 | 4.8 | 4.7 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.2 |
| 2度 | 25.6 | 25.1 | 24.9 | 24.8 | 24.7 | 24.4 | 24.2 | 24.3 |
| 3度 | 22.4 | 22.2 | 22.0 | 21.5 | 21.2 | 20.8 | 20.5 | 20.2 |
| 4度 | 47.0 | 47.8 | 48.3 | 49.0 | 49.7 | 50.2 | 50.9 | 51.3 |

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、3,175人となっており、平成28年から1,401人増加しています。程度別で見ると、1級が199人、2級が1,546人、3級が1,430人となっています。

また、程度別の割合の推移を見ると、2級、3級の割合が高くなっており、1級の割合が低くなっています。



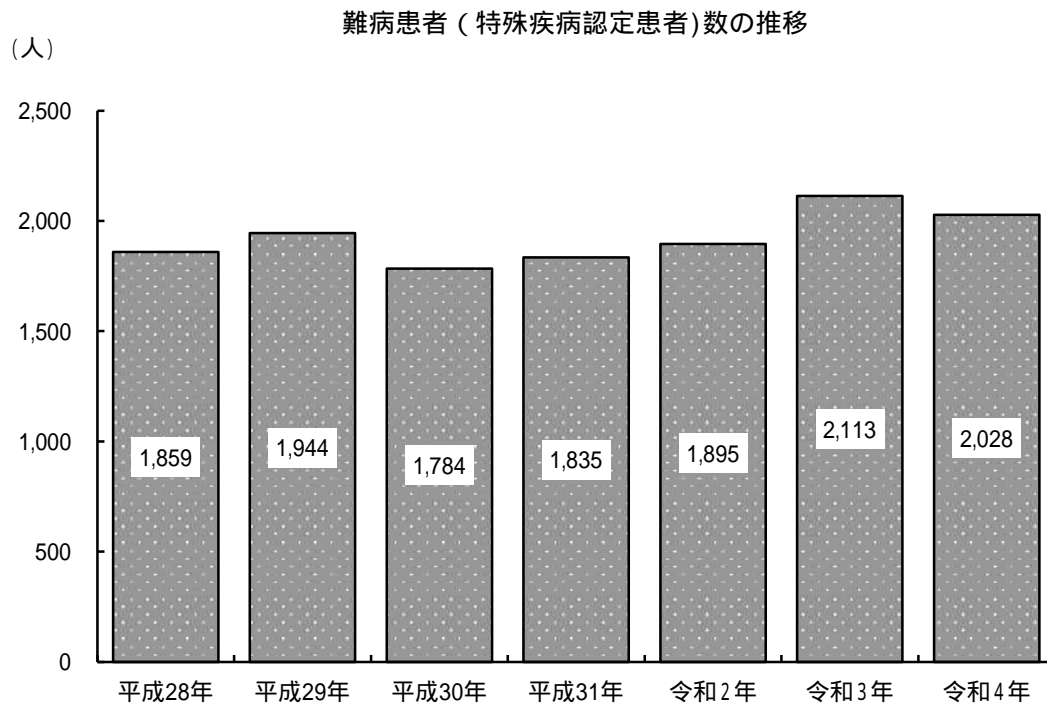
単位：%

| 区分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1級 | 5.5 | 5.8 | 5.6 | 6.3 | 6.2 | 6.0 | 6.3 | 6.3 |
| 2級 | 50.3 | 52.0 | 51.4 | 50.7 | 49.8 | 50.5 | 50.0 | 48.7 |
| 3級 | 44.2 | 42.2 | 43.0 | 43.0 | 43.9 | 43.5 | 43.7 | 45.0 |

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

難病患者（特殊疾病認定患者）の推移

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、増減を繰り返し、令和4年3月31日現在は2,028人となっています

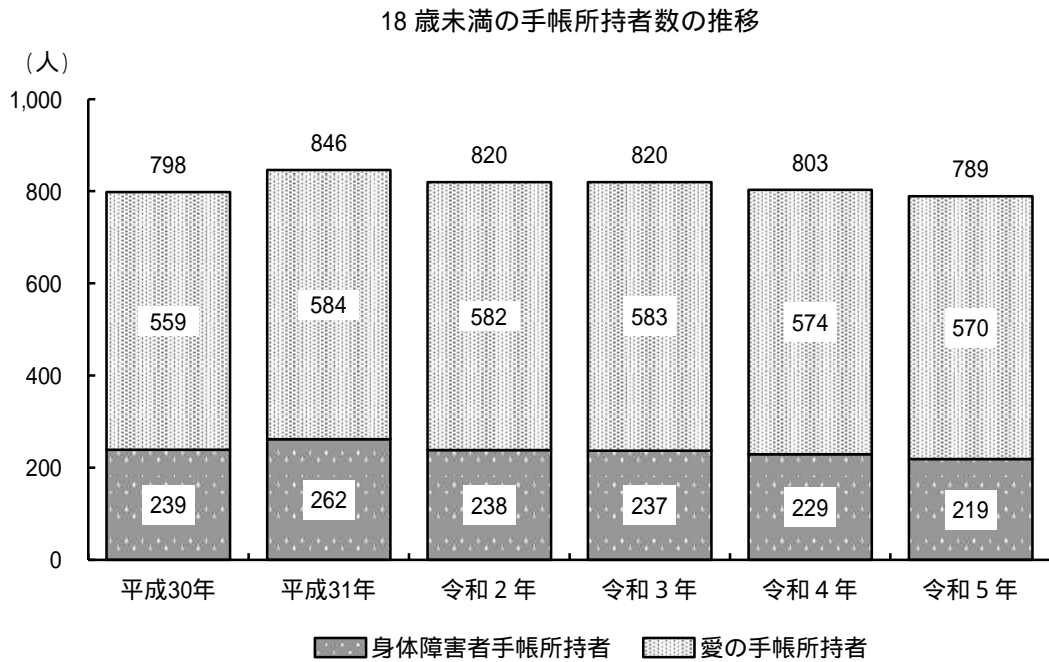


資料：東京都「福祉・衛生統計年報」（各年3月31日）

(4) 障害のある児童の現状

18歳未満の手帳所持者

令和5年3月31日現在の18歳未満の手帳所持者数は、789人となっています。愛の手帳所持者が7割を占めています。



単位：%

| 区分 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 身体障害者手帳所持者 | 29.9 | 31.0 | 29.0 | 28.9 | 28.5 | 27.8 |
| 愛の手帳所持者 | 70.1 | 69.0 | 71.0 | 71.1 | 71.5 | 72.2 |

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び難病患者(特殊疾病認定患者)数について、市では18歳未満の人数を公開していません。

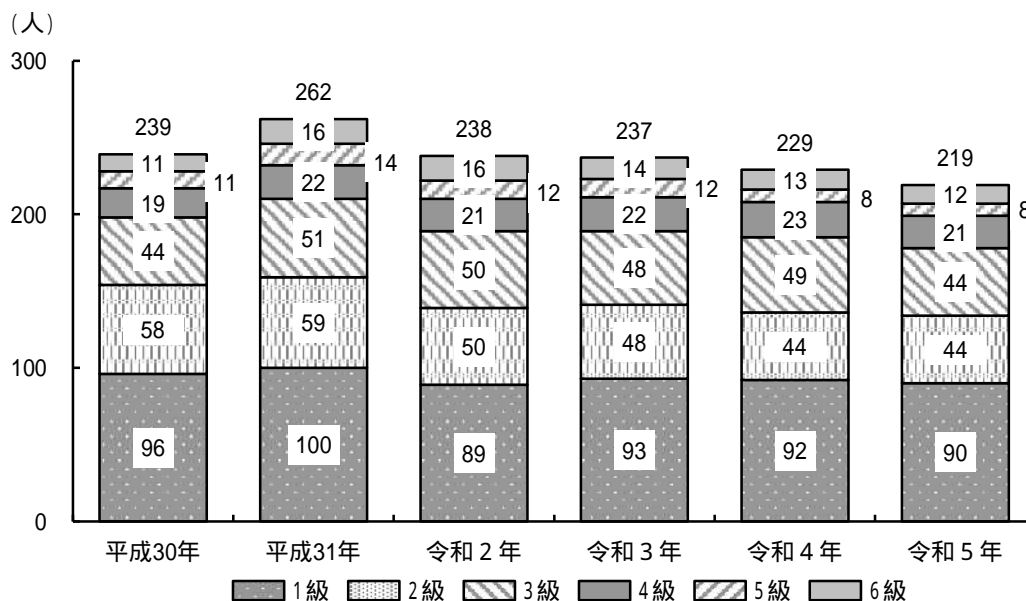
資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」(各年3月31日)

18歳未満の身体障害者手帳所持者

令和5年3月31日現在の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、219人となっており、等級別で見ると、1級が90人、2級が44人、3級が44人、4級が21人、5級が8人、6級が12人となっています。

等級別の割合を見ると、1級から3級で8割弱を占めています。

18歳未満の身体障害者手帳所持者（等級別）数の推移



単位：%

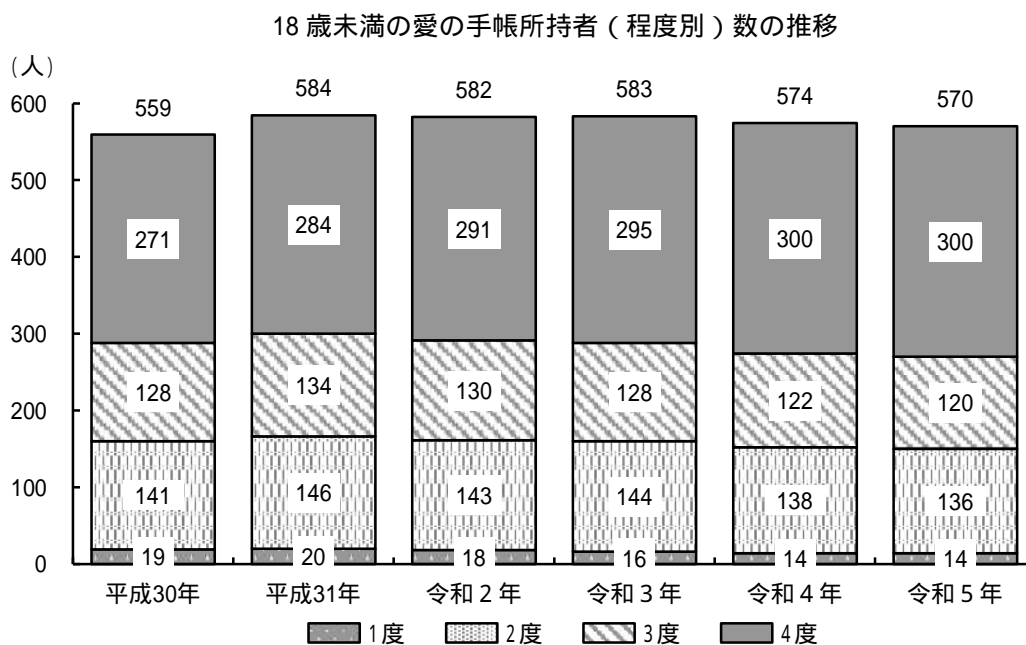
| 区分 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1級 | 40.2 | 38.2 | 37.4 | 39.2 | 40.2 | 41.1 |
| 2級 | 24.3 | 22.5 | 21.0 | 20.3 | 19.2 | 20.1 |
| 3級 | 18.4 | 19.5 | 21.0 | 20.3 | 21.4 | 20.1 |
| 4級 | 7.9 | 8.4 | 8.8 | 9.3 | 10.0 | 9.6 |
| 5級 | 4.6 | 5.3 | 5.0 | 5.1 | 3.5 | 3.7 |
| 6級 | 4.6 | 6.1 | 6.7 | 5.9 | 5.7 | 5.5 |

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

18歳未満の愛の手帳所持者

令和5年3月31日現在の18歳未満の愛の手帳所持者数は、570人となっており、平成29年から11人増加しています。等級別で見ると、1度が14人、2度136人が、3度が120人、4度が300人となっています。

等級別の割合を見ると、4度の割合が最も多く、約5割となっています。



単位：%

| 区分 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1度 | 3.4 | 3.4 | 3.1 | 2.7 | 2.4 | 2.5 |
| 2度 | 25.2 | 25.0 | 24.6 | 24.7 | 24.0 | 23.9 |
| 3度 | 22.9 | 22.9 | 22.3 | 22.0 | 21.3 | 21.1 |
| 4度 | 48.5 | 48.6 | 50.0 | 50.6 | 52.3 | 52.6 |

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

2 本市の障害者福祉に関する課題

(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

前回の障害者計画 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定時の令和元年度のアンケート調査では、市民が共生社会について理解している割合は、身体障害者及び精神障害者で2割台、知的障害者で1割台となっており、障害児の調査では身体障害者及び児童通所・障害福祉サービス利用者で1割台、知的障害者、精神障害者、難病患者で1割以下となっています。

今回の障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)策定時の令和4年度「障害者福祉団体調査」及び「障害福祉サービス事業所調査」では、地域共生社会の実現に向けて協働できることとして、団体からは、地域住民・企業等に向けた周知・啓発、事業者からは地域の集まりやイベントの参加、ボランティアの受け入れの協力の意向があります。

障害者福祉団体、障害福祉サービス提供事業所に協力をいただきながら、ノーマライゼーションに対する市民の理解促進に向けて一層の情報提供、意識啓発や障害のある人との交流を引き続き推進します。

関連計画 障害者計画(事業番号1～5)

バリアフリーの推進

交通バリアフリー基本構想の策定から19年が経過し、社会情勢やまちの状況の変化が進んでおり、これまでの旅客施設等に加え、建築物等のバリアフリー化や心のバリアフリーの更なる推進等の必要性が高まっています。

誰もが円滑な移動を確保できるよう面的・一体的なバリアフリー化を図るため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を令和6年度に策定予定です。

関連計画 障害者計画(事業番号6～10)

地域における見守り・支え合いの推進

市では、府中市社会福祉協議会へ委託している「地域福祉コーディネーター事業」を通して、地域の実情に応じた地域支援を行っています。

また、わがまち支えあい協議会等による自主的な支え合い活動等を支援し、支え合

いのまちづくりを推進してまいりました。

障害のある人が地域の一員として、地域での交流・活動に参加できるように地域交流・地域活動や活動グループへの支援を継続します。

また、協働による地域における見守り・支え合い活動を促進するために引き続き担い手となるボランティアの育成など地域の福祉人材の確保に努めるとともに、各機関との連携を図ってまいります。

関連計画 障害者計画（事業番号11～18）

障害者福祉団体への活動支援及び協働

市では、現在、当事者団体・家族会向けに事業補助金の交付や団体との連絡会の開催を行っていますが、「障害者福祉団体調査」によると、過去の調査同様に活動する上で「後継者問題」、「事業の企画」、「活動場所の確保」等の問題を抱えているという回答が出ています。

当事者団体や家族会の自主活動は、障害のある人・家族同士の交流を活性化し、抱える悩みや迷いを互いに解消する機会や助けになります。今後も障害者福祉団体との協働を推進していくために、活動情報の提供等、担い手の確保や活動拠点の確保につながる支援についても検討してまいります。

関連計画 障害者計画（事業番号19、20）

障害福祉サービス事業所への支援及び協働

市では事業者主体の連絡会を開催し研修や情報共有を実施しているほか、地域で活動する団体やNPO法人をサービス提供事業者として育成するため情報提供や助言を行っています。

「障害福祉サービス事業所調査」では、約9割の事業所が人材確保を問題としているほか、障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、人材確保の取組や専門職の育成が挙げられています。

また、令和5年3月に府中市障害者等地域自立支援協議会から答申がなされ、人材確保等の方策が求められています。

福祉に携わるすべての関係者が障害福祉に対する理解が深められるよう各種研修の参加促進や充実を図るほか、関係機関による連絡会と連携するとともに事業者のニーズの把握に努め、人材確保や質の向上につながる支援、機会の場を提供するよう検討してまいります。

関連計画 障害者計画（事業番号21～25）

(2) 障害のある人の社会参加の推進

地域活動及び社会活動への参加促進

市では、障害のある人の地域活動や社会活動への参加支援として、地域との交流を図るイベントの開催支援やタクシー券およびガソリン費助成等の移動・移送サービスの充実等を行っています。

令和元年度調査では、地域活動への参加状況については、障害のある人の半数以上が参加しておらず、参加しない理由については障害の特性や仲間の不足が挙げられています。また、自分らしい暮らしができていない理由については、友人・知人の不在と余暇の場所の不足が挙げられています。

多様な活動に参加しやすいよう移動・移送サービスの一層の充実を図るとともに、参加先での配慮に対して活動団体に情報提供する等の取組も必要です。また、地域を中心とした活動に参加しやすくするために、障害のある人と地域の人々との交流の機会や場づくりの支援についても検討していきます。

関連計画 障害者計画（事業番号26～29）

生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

市では障害のある人が生涯にわたって学習することができ、文化芸術活動やスポーツ活動に参加、親しむことができるよう、場や機会、環境の整備に努めています。また、「スポーツタウン府中」の発展のため、障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域でスポーツを楽しむことができるよう更なる取り組みの充実を図っています。

本市には市内を拠点に活動しているトップチームが複数あることから、トップチームや関係団体と連携をし、障害のある人の運動機会の向上やスポーツを通じた地域交流に取り組んでいます。

関連計画 障害者計画（事業番号30～32）

就労への支援

市では、府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の「府中市障害者就労支援センターみ～な」において、障害者就労支援事業を行っており、登録者数は年々増加しています。

既存の就労相談や生活相談、情報提供等の就労支援、定着のための支援の充実を図るとともに、離職した人への多様な支援も含め、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、説明会等を通して企業に向けた意識啓発・新たな支援を行っています。

関連計画 障害者計画（事業番号33～42）

関連サービス 障害福祉計画（2）日中活動系サービス—（4）就労移行支援、（5）就労継続支援（A型）（6）就労継続支援（B型）（7）就労定着支援

（3）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害のある人に対する差別の解消の推進

「障害福祉サービス事業所調査」では、社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮を進めていくため特に必要なこととして、「地域住民・企業等に向けた周知・啓発」が7割近くとなっています。

「障害者福祉団体調査」によると、「障害に対する周囲の理解がない」、「病院で医療を受けづらい」等の意見があります。

市では、当事者、弁護士、一般事業所、関係機関等が参加する、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議を開催し、障害者差別の解消と合理的配慮の提供を進めるための連携や効果的な啓発について検討し、取り組んでまいります。

関連計画 障害者計画（事業番号43、44）

関連サービス 障害福祉計画・障害児福祉計画

虐待防止

「障害福祉サービス事業所調査」では、実際に虐待等の場面に遭遇したなどの経験がある事業所が約3割となり、前回の調査より増加しています。

市では、障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報、関係機関との連携を進めています。相談・通報件数は増加傾向にあるとともに、事例が複雑・困難化してきています。障害者虐待の防止のため、関係機関との緊密な連携を図るとともに、職員の更なる能力向上、庁内体制強化に努めます。

関連計画 障害者計画（事業番号45）

権利擁護の推進

市では、府中市社会福祉協議会の「権利擁護センターふちゅう」において、福祉サービス利用を支援する利用者サポート事業、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）また、高齢化や障害のある人の親亡き後の支援制度である成年後見制度の相談や啓発、市民後

見人等の養成・支援を行っています。

成年後見制度の利用促進・普及啓発を図るとともに地域の住民、団体、専門機関と連携して誰もが安心して暮らせる地域づくりを担ってまいります。

関連計画 障害者計画（事業番号46、47）

（４）情報提供と相談支援機能の充実

相談支援機能の充実・強化、意思決定支援

市では、基幹相談支援センター（障害者福祉課）と4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が連携して相談支援及び特定相談支援事業所への支援に取り組んでいます。一方で、障害の有無にかかわらず児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズに対応できる体制の構築が求められています。

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策として「各種相談事業を充実すること」が4割を超えて最も多くなっています。「障害者福祉団体調査」では、市の相談体制について当事者による相談、休日や緊急時にも対応できること、専門性、他分野との連携、切れ目のない相談等が望まれています。

障害のある人の意思決定支援、障害福祉の分野を超えた関係機関や地域との連携など、相談支援体制の質の向上や体制の強化をはかってまいります。

関連計画 障害者計画（事業番号48～56）

関連サービス 障害福祉計画（４）相談支援サービス - （１）計画相談支援

（９）地域生活支援事業 - （３）相談支援事業

障害児福祉計画（６）障害児相談支援

情報提供体制の充実

令和5年5月に府中市ホームページをリニューアルし、ユニバーサルデザインフォントを採用するとともに、視覚障害者向けサイトを新設し、音声読み上げ機能を利用している方が使いやすいよう充実を図りました。

また、これまで高齢者福祉の分野で活用していた府中市医療・介護・地域資源情報検索サイト「ふちゅナビ」についてもリニューアルをし、令和5年から障害福祉サービス事業所情報も掲載するよう充実を図りました。

府中市では、全ての市民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら、住

み慣れたまちで安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、令和3年4月1日に「府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」を制定しました。庁内での手話通訳者の設置に加え、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービスを本庁舎窓口を導入し、窓口サービス向上を図りました。

関連計画 障害者計画（事業番号57～64）

（5）安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

地域生活を支えるサービスの充実

「障害福祉サービス事業所調査」においては、事業者側として必要と感じているが実施できていない事業として「共同生活援助」、「重度訪問介護」、「短期入所」との回答があります。

今後も増加が見込まれるニーズに対応するために、引き続き、サービス提供事業者との連携体制、事業者主体の連絡会への支援等事業者への支援の検討や、障害特性や希望を踏まえながら障害福祉サービス提供体制の充実を進めてまいります。

関連計画 障害者計画（事業番号65～93）

関連サービス 障害福祉計画・障害児福祉計画

安心して生活できる環境づくり

障害者支援施設に入所している人及び精神科病院に入院している人の地域移行については、目標数の達成に至っていない状況です。障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えるとともに、安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続き、グループホームの充実や、地域移行支援・地域定着支援の事業所確保・利用促進、自立生活援助の利用促進に努めてまいります。

また、東京都の制度等を活用しながら地域生活支援拠点等の機能について府中市障害者等地域自立支援協議会の専門部会で体制作りを検討します。

強度行動障害を有する人への支援については行動関連項目等を参考にニーズの把握や支援体制整備を検討してまいります。

関連計画 障害者計画（事業番号94～107）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

精神障害も含めた全ての障害のある人が安心して自分らしい暮らしを送ることがで

きるよう、当事者、一般事業所、関係機関等が課題などについて話し合う、府中市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム会議を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）等について検討しています。

関連計画 障害者計画（事業番号108）

関連サービス 障害福祉計画（5）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

災害時の支援体制の構築と避難所の確保

「障害福祉サービス事業者調査」では、災害時に協力できることとして、在宅サービス利用者の安否確認や在宅の避難行動要支援者の避難支援、施設を福祉避難所として活用することも挙げています。

福祉避難所については、市では福祉施設や特別支援学校等と協定を締結しています。市内における新たな福祉避難所の確保等、協定先と災害時の対応について検討を深めるとともに、施設・事業者との災害時の協力体制の構築が必要です。引き続き、防災危機管理課等関係機関と連携しながら進めていきます。

また、令和4年4月には障害のある人が、発災時の日頃の備えとして活用しやすいように、府中市障害者等地域自立支援協議会の協力のもと、障害のある人に向けた防災ハンドブックを作成しました。引き続き、活用に向けて周知を行います。

関連計画 障害者計画（事業番号109、110）

感染症対策の推進

新型コロナウイルスの感染拡大では、障害福祉サービスだけでなく、対面による支援を行う多様な福祉サービスにおいて、支援実施の難しさや感染拡大防止の取組による負担の増加等様々な課題が浮かび上がりました。

令和5年度には新型コロナウイルスが2類から5類に移行し、行動制限が無くなったことを受けてサービス量の回復が見込まれます。

感染症対策は継続しながら必要な人に必要なサービスが行き届くよう障害者福祉団体や福祉施設・福祉サービス提供事業所と連携・強化を推進する必要があります。

関連計画 障害者計画（事業番号111、112）

(6) 障害のある児童への支援の充実

多様な学びの場の整備

国では、障害者権利条約 24 条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供でき、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要としています。

障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するため、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童と障害のない児童の交流や共同学習の促進を進め、共生社会の実現を目指します。

関連計画 障害者計画（事業番号 113～117）

乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

医療的ケア児に対する支援体制として、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して生活できる体制を整備するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育、子育て等の関係機関が連携した医療的ケア児支援推進連携会議において、医療的ケア児に関する現状の把握及び地域の課題等について、継続的に情報共有及び意見交換を行っています。令和 3 年度には医療的ケア児実態把握調査、令和 4 年度には医療的ケア児に関するニーズ調査を実施しました。

また、令和 5 年度より、障害者福祉課に医療的ケア児コーディネーターを配置し、市内の各関係機関や東京都医療的ケア児支援センター等と連携しながら、保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援の調整等を行っています。市内の福祉事業所に所属する医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者とは定期的に連絡会を開催し、情報交換や事例検討等を行うなど連携強化にも努めてまいります。

令和 6 年度から供用開始する子ども発達支援センターでは、発達又は学校生活等における課題を抱える子どもやその家族に対して、福祉と教育の連携による一体的かつ切れ目のない支援を実施します。またその有する専門性を活かし、児童発達支援の中核施設として、保育・福祉・医療等の機関とのネットワークを強化し切れ目のない支援の実現を目指します。

関連計画 障害者計画（事業番号 118～126）

障害児通所支援等の充実

障害のある児童とその家族のニーズを踏まえながら、必要に応じたサービスの利用充実とともに地域の保育所や学童保育等利用できるよう支援を継続してまいります。

障害のある子どもの地域社会への参加を推進するためには、保育所等の集団生活への適応のための専門的な支援が求められていることから、関係機関への巡回支援や保育所等訪問支援の充実を目指します。

近年事業所設立も増えていることから、関係機関による連絡会等連携を含め、質の向上に努めます。

関連計画 障害者計画（事業番号127～132）

関連サービス 障害児福祉計画 障害児通所支援

第 3 章

障害福祉計画（第 7 期）

1 サービスの内容

障害者総合支援法に基づき、市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

自立支援給付（障害福祉サービス）

| 訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス） | |
|--|--|
| 居宅介護 （ホームヘルプ） | 自宅で、食事・排せつ・入浴の介護など、日常生活上の支援を行うサービス |
| 重度訪問介護 | 常に介護を必要とする人に、自宅で、食事・排せつ・入浴の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス |
| 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス |
| 行動援護 | 知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス |
| 日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス） | |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつ・入浴の介護等を行うとともに、創作的活動、又は生産活動の機会を提供するサービス |
| 自立訓練 （機能訓練） | 身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス |
| 自立訓練 （生活訓練） | 知的障害・精神障害のある人に、一定期間、日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス |
| 就労移行支援 | 就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス |

| 日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス） | |
|---|---|
| 就労継続支援（A型） | 一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス |
| 就労継続支援（B型） | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約無しで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス |
| 就労選択支援 | 障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス |
| 短期入所（ショートステイ） | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事・排せつ・入浴の介護などを提供するサービス |
| 居住系サービス（施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス） | |
| 自立生活援助 | 施設入所、又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日に食事・排せつ・入浴の介護その他必要な支援を提供するサービス |
| 共同生活援助（グループホーム） | 共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス |
| 相談支援サービス | |
| 計画相談支援 | サービス利用支援及び継続サービス利用支援を指し、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用計画を作成するサービス |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障害のある人、又は精神科病院に入院している精神障害のある人に住居の確保、その他の地域における生活に移行するために活動に関する相談、その他の便宜を供与するサービス |
| 地域定着支援 | 居宅において単身等の状況で生活する障害のある人に対して、当該障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス |

地域生活支援事業

| | |
|--|--|
| 地域生活支援事業 (地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業) | |
| 理解促進研修・啓発事業 | 市民に対して、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業 |
| 自発的活動支援事業 | 障害のある人等やその家族、市民等が自発的に行う活動に対する支援事業 |
| 相談支援事業 | 総合的な相談、情報提供や権利擁護のための支援等を行う事業 相談支援事業 地域活動支援センターにおいて、相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う事業。また、課題に対して、地域の実情に合った方策を協議するため自立支援協議会を実施する事業 基幹相談支援センター等機能強化事業 センターへの専門的職員の配置や相談支援体制の強化、地域移行・地域定着促進の取組を行う事業 住宅入居等支援事業 賃貸の住宅への入居に当たって、入居に係る手続等の支援や関係機関からの支援が受けられるよう調整を図る事業 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度を利用することを支援する事業 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 法人後見の活動を支援する事業 |
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業 |
| 日常生活用具給付事業 | 補装具以外の機器で、日常生活を便利、又は容易にするものの給付等を行う事業 |
| 手話通訳者養成研修事業 | 手話通訳者を養成するための講習会を行う事業 |
| 点字奉仕員養成研修事業 | 点字奉仕員を養成するための講習会を行う事業 |
| 移動支援事業 | 円滑に外出できるよう、移動を支援する事業 |
| 地域活動支援センター | 創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行う事業 |

必須事業

| 地域生活支援事業 (地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業) | | |
|--|------------------|--|
| 任意事業 | 福祉ホームの運営 | 居宅において生活することが困難な障害のある人に、低額な料金で、居室等を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う事業 |
| | 訪問入浴サービス | 重度の身体障害のある人に対して訪問により在宅で入浴サービスを提供する事業 |
| | 日中一時支援事業 | 障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業 |
| | レクリエーション活動等支援 | 障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害のある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション事業や大会・運動会等を開催する事業 |
| | 視覚障害者向け広報等読み上げ機能 | 音声読み上げ機能の付いた広報紙閲覧アプリの利用やホームページ上での広報紙の全文(グラフなどは除く)の掲載 |
| | 自動車運転免許取得助成 | 自動車運転免許を取得するために要した経費の一部を助成する事業 |
| | 自動車改造助成 | 自動車の改造に要した費用を助成する事業(限度額あり) |

2 成果目標

「府中市障害福祉計画（第7期）」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

（1）施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに5%以上の削減することを定めています。ただし、第6期計画で未達人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

本市では地域移行の意向調査を実施し、施設待機者の人数を把握しながら以下の目標の達成を目指します。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|------------------------|----------------|-----------------------------------|
| 令和4年度末時点の入所者数（A） | 150人 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 第7期計画で求められる地域移行者数（B） | 9人 (6.0%) | 第7期計画の成果目標として求められる地域生活移行者数 |
| 第6期計画の地域生活移行者の未達人数（C） | 12人 | 第6期計画における令和4年度末までの未達人数 |
| 【目標値】 地域生活移行者数（B+C） | 21人 (%) | 令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標数 |
| 新たな施設入所者（D） | 6人 | 令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み |
| 令和8年度末時点の入所者数（E） | 135人 | 令和8年度末の利用人員見込み (A - (B+C) + D) |
| 【目標値】 施設入所者削減見込み数 | 15人 (10.0%) | 差引減少見込数 (A - E) |

令和4年度末の施設待機者数 35人

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和8年度末までに精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上、精神病床における1年以上入院患者数、精神病床における早期退院率を3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上にすることを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|----------------------------------|----|---|
| 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 | 日 | 令和8年度末までに精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上 |
| 精神病床における1年以上入院患者数 | 人 | |

| | | | |
|---------------|------|---|--|
| 精神病床における早期退院率 | 3か月後 | % | 精神病床における早期退院率を3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上 |
| | 6か月後 | % | |
| | 1年後 | % | |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

本市では、令和2年度に設置をし、障害のある人等の地域生活の安心の確保や入所施設や病院からの地域移行を推進すること等を目的として、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能の充実を図ります。

令和6年度以降は地域生活支援拠点等の運用について検証及び検討を重ねながら、充実を図ります。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------------------|-----|---------------------|
| 令和4年度末の拠点数 | 1か所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の拠点数 | 1か所 | 令和9年3月31日時点の目標 |
| 【目標値】 運用状況の検証及び検討回数 | 年3回 | 年間の運用状況の検証及び検討の目標回数 |

府中市は面的整備型

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------------|------|----------------|
| 令和4年度末の拠点事業所登録数 | 8か所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の拠点事業所登録数 | 25か所 | 令和9年3月31日時点の目標 |

強度行動障害を有する人への支援体制の整備

令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市でも、行動関連項目等を参考に障害福祉サービスを利用する強度行動障害を有する人の人数を把握し、ニーズの把握や支援体制整備を検討してまいります。

| 項目 | 内容 |
|--|---------------------------------------|
| 令和4年度末の強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備 | 無 |
| 【目標値】 令和8年度末の強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備 | 有 ニーズの把握に努め、適切な支援の提供が れるよう努めます。 |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数

国の指針では、令和 8 年度における福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行実績を、令和 3 年度の 1.28 倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業及び B 型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和 8 年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めています。

就労移行支援事業については、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本にします。また、就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については 1.28 倍以上とすることを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|--------------------|--|
| 就労移行支援事業等を利用した令和 3 年度の年間一般就労者数 (A) | 46 人 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の数 |
| 第 7 期計画で求められる令和 5 年度の年間一般就労者数 (B) | 63 人 (128.2%) | 第 7 期計画の成果目標として求められる一般就労する人の数 |
| 第 6 期計画の年間一般就労者数の未達成人数 (C) | 0 人 | 第 6 期計画における令和 4 年度末までの未達成人数 |
| 【目標値】 就労移行支援事業等を利用した令和 8 年度の年間一般就労者数 (B + C) | 63 人 (128.2%) | 令和 8 年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数 |

| 項目 | | 数値 | 考え方 |
|------------------|---------------------------|--------------------|--|
| 就労移行支援事業 | 令和 3 年度の年間一般就労者数 | 44 人 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数 |
| | 【目標値】 令和 8 年度の年間一般就労者数 | 58 人 (131.8%) | 令和 8 年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 |
| 就労継続支援事業 (A 型) | 令和 3 年度の年間一般就労者数 | 0 人 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに就労継続支援事業(A 型)を利用し、一般就労した人の数 |
| | 【目標値】 令和 8 年度の年間一般就労者数 | 2 人 (- %) | 令和 8 年度において就労継続支援事業 (A 型) を利用し、一般就労する人の数 |
| 就労継続支援事業 (B 型) | 令和 3 年度の年間一般就労者数 | 2 人 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに就労継続支援事業(B 型)を利用し、一般就労した人の数 |
| | 【目標値】 令和 8 年度の年間一般就労者数 | 3 人 (150.0%) | 令和 8 年度において就労継続支援事業 (B 型) を利用し、一般就労する人の数 |

就労定着支援事業の利用者数

国の指針では、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本としています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|-----------------|--|
| 令和8年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数の目標値 | 63人 | 令和8年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数 | 68人 (141.7%) | 令和8年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人の数 |

就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

国の指針では、就労定着支援事業の就労定着率 については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------------------|---------------|--|
| 令和8年度末の市内の就労定着支援事業所数 | 5事業所 | 令和9年3月31日時点の市内の就労定着支援事業所数の予測 |
| 【目標値】 令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所 | 4事業所 (80%) | 令和9年3月31日時点の市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所数 |

就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の実業所に42日以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとともに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを定めています。

本市では、既に基幹相談支援センターを設置しているため、今後は基幹相談支援センターの機能の強化に努め、市内4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を統括する相談機関の相談先になります。

| 項目 | 内容 |
|--|----------------------------------|
| 令和4年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 基幹相談支援センターを設置 |
| 【目標値】 令和8年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等の取組の充実 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 | 府中市障害者等地域自立支援協議会、関係連絡会等での取り組みの充実 |

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築

国の指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本市では、事業者への集団指導の中で障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析（請求時に返戻となる事例等）について共有し、適正な給付費の請求を促すことで、事業者が利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供できるような体制を引き続き構築します。

| 項目 | 内容 |
|--|---|
| 令和4年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 体制あり |
| 【目標値】 令和8年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 有 事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析結果を共有する |

3 サービス見込量（活動指標）

（1）訪問系サービス

見込量

重度障害者等包括支援を除くサービス量で、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

(時間、人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | | |
|---------|-------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 訪問系サービス | サービス量 | 時間 | 計画 | 40,724 | 41,705 | 42,693 | 40,046 | 40,678 | 41,314 |
| | | | 実績 | 39,713 | 38,482 | | | | |
| | | % | 計画比 | 97.5 | 92.3 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 569 | 589 | 607 | 563 | 582 | 601 |
| | | | 実績 | 540 | 502 | | | | |
| | | % | 計画比 | 94.9 | 85.2 | | | | |
| 居宅介護 | サービス量 | 時間 | 計画 | 7,777 | 8,229 | 8,681 | 7,471 | 7,736 | 8,001 |
| | | | 実績 | 6,880 | 6,684 | | | | |
| | | % | 計画比 | 88.5 | 81.2 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 435 | 450 | 465 | 423 | 438 | 453 |
| | | | 実績 | 408 | 387 | | | | |
| | | % | 計画比 | 93.8 | 86.0 | | | | |
| 重度訪問介護 | サービス量 | 時間 | 計画 | 31,914 | 32,424 | 32,942 | 31,212 | 31,524 | 31,839 |
| | | | 実績 | 31,887 | 30,597 | | | | |
| | | % | 計画比 | 99.9 | 94.4 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 67 | 68 | 69 | 65 | 66 | 67 |
| | | | 実績 | 67 | 63 | | | | |
| | | % | 計画比 | 100.0 | 92.6 | | | | |

実績は月当たり

(時間、人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | | |
|----------------|-------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | |
| 同行援護 | サービス量 | 時間 | 計画 | 786 | 802 | 818 | 1,111 | 1,147 | 1,183 |
| | | | 実績 | 748 | 986 | | | | |
| | | % | 計画比 | 95.2 | 122.9 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 55 | 58 | 60 | 62 | 64 | 66 |
| | | | 実績 | 56 | 55 | | | | |
| | | % | 計画比 | 101.8 | 94.8 | | | | |
| 行動援護 | サービス量 | 時間 | 計画 | 247 | 250 | 252 | 252 | 271 | 291 |
| | | | 実績 | 198 | 215 | | | | |
| | | % | 計画比 | 80.2 | 86.0 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 12 | 13 | 13 | 13 | 14 | 15 |
| | | | 実績 | 9 | 9 | | | | |
| | | % | 計画比 | 75.0 | 69.2 | | | | |
| 重度障害者等 包括支援 | サービス量 | 時間 | 計画 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | | | | |
| | | % | 計画比 | 0 | 0.0 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | | | | |
| | | % | 計画比 | 0 | 0.0 | | | | |

実績は月当たり

見込量確保のための方策

増加見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成し、幅広い事業者の参入を促進します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

(2) 日中活動系サービス

見込量

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、短期入所（医療型）は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

自立訓練（機能訓練）、療養介護は、令和3年度から令和4年度にかけては減少していますが、今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

短期入所（福祉型）は、令和3年度から令和4年度にかけては減少していますが、利用希望が多いサービスのため、今後もサービス量が微増していくと考えて見込量を設定します。

(人日、人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | | |
|-------------------|-------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| (1)生活介護 | サービス量 | 人日 | 計画 | 10,464 | 10,712 | 10,965 | 10,687 | 10,780 | 10,875 |
| | | | 実績 | 10,721 | 10,503 | | | | |
| | | % | 計画比 | 102.5 | 98.0 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 538 | 545 | 551 | 575 | 580 | 585 |
| | | | 実績 | 553 | 565 | | | | |
| | | % | 計画比 | 102.8 | 103.7 | | | | |
| (2)自立訓練 (機能訓練) | サービス量 | 人日 | 計画 | 59 | 64 | 69 | 35 | 35 | 35 |
| | | | 実績 | 8 | 0 | | | | |
| | | % | 計画比 | 13.6 | 0.0 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 5 | 6 | 7 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 実績 | 1 | 0 | | | | |
| | | % | 計画比 | 20.0 | 0.0 | | | | |
| (3)自立訓練 (生活訓練) | サービス量 | 人日 | 計画 | 425 | 437 | 449 | 1,077 | 1,337 | 1,637 |
| | | | 実績 | 495 | 677 | | | | |
| | | % | 計画比 | 116.5 | 154.9 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 31 | 32 | 33 | 65 | 78 | 93 |
| | | | 実績 | 40 | 45 | | | | |
| | | % | 計画比 | 129.0 | 140.6 | | | | |

実績は月当たり

(人日、人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | | |
|--------------------|-------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | |
| (4) 就労移行支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 1,360 | 1,473 | 1,595 | 1,883 | 1,929 | 1,976 |
| | | | 実績 | 1,961 | 1,795 | | | | |
| | | % | 計画比 | 144.2 | 121.9 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 86 | 92 | 98 | 108 | 108 | 108 |
| | | | 実績 | 112 | 103 | | | | |
| | | % | 計画比 | 130.2 | 112.0 | | | | |
| (5) 就労継続支援 (A型) | サービス量 | 人日 | 計画 | 657 | 674 | 691 | 559 | 574 | 589 |
| | | | 実績 | 595 | 529 | | | | |
| | | % | 計画比 | 90.6 | 78.5 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 35 | 36 | 37 | 30 | 31 | 32 |
| | | | 実績 | 31 | 28 | | | | |
| | | % | 計画比 | 88.6 | 77.8 | | | | |
| (6) 就労継続支援 (B型) | サービス量 | 人日 | 計画 | 6,597 | 6,919 | 7,257 | 8,096 | 8,526 | 8,980 |
| | | | 実績 | 6,920 | 7,300 | | | | |
| | | % | 計画比 | 104.9 | 105.5 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 441 | 456 | 472 | 537 | 565 | 595 |
| | | | 実績 | 470 | 484 | | | | |
| | | % | 計画比 | 106.6 | 106.1 | | | | |
| (7) 就労定着支援 | 実利用者数 | 人 | 計画 | 38 | 44 | 50 | 64 | 71 | 79 |
| | | | 実績 | 48 | 51 | | | | |
| | | % | 計画比 | 126.3 | 115.9 | | | | |
| (8) 就労選択支援 | 実利用者数 | 人 | 計画 | - | - | - | | | |
| | | | 実績 | - | - | - | | | |
| | | % | 計画比 | - | - | - | | | |
| (9) 療養介護 | 実利用者数 | 人 | 計画 | 37 | 37 | 37 | 32 | 32 | 32 |
| | | | 実績 | 32 | 32 | | | | |
| | | % | 計画比 | 86.5 | 86.5 | | | | |

実績は月当たり

(人日、人/月)

| サービス名 | | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | |
|---------------|-------|----|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| (9)短期入所 | サービス量 | 人日 | 計画 | 764 | 786 | 809 | 734 | 755 | 776 |
| | | | 実績 | 713 | 703 | | | | |
| | | | % | 計画比 | 93.3 | 89.4 | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 161 | 163 | 167 | 148 | 157 | 165 |
| | | | 実績 | 131 | 134 | | | | |
| | | | % | 計画比 | 81.4 | 82.2 | | | |
| 短期入所 (福祉型) | サービス量 | 人日 | 計画 | 592 | 595 | 598 | 612 | 626 | 640 |
| | | | 実績 | 541 | 586 | | | | |
| | | | % | 計画比 | 91.4 | 98.5 | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 134 | 134 | 135 | 126 | 134 | 141 |
| | | | 実績 | 105 | 113 | | | | |
| | | | % | 計画比 | 78.4 | 84.3 | | | |
| 短期入所 (医療型) | サービス量 | 人日 | 計画 | 172 | 191 | 211 | 122 | 129 | 136 |
| | | | 実績 | 172 | 117 | | | | |
| | | | % | 計画比 | 100.0 | 61.3 | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 27 | 29 | 32 | 22 | 23 | 24 |
| | | | 実績 | 26 | 21 | | | | |
| | | | % | 計画比 | 96.3 | 72.4 | | | |

実績は月当たり

見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

(3) 居住系サービス

見込量

自立生活援助は、令和3年度から令和4年度にかけて利用者は1～2人でした。今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

施設入所支援は、成果指標で示したように、地域移行を推進するため、各年度5人ずつ減少していくと見込みます。

共同生活援助(グループホーム)は、令和3年度から令和4年度にかけて増加しているため、今後も人数が伸びていくと考えて見込量を設定します。

(人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-----------|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| (1)自立生活援助 | 人 | 計画 | 3 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | | 実績 | 1 | 2 | | | | |
| | % | 計画比 | 33.3 | 40.0 | | | | |
| (2)施設入所支援 | 人 | 計画 | 147 | 143 | 138 | 145 | 140 | 135 |
| | | 実績 | 146 | 150 | | | | |
| | % | 計画比 | 99.3 | 104.9 | | | | |
| (3)共同生活援助 | 人 | 計画 | 231 | 246 | 262 | 323 | 343 | 363 |
| | | 実績 | 260 | 289 | | | | |
| | % | 計画比 | 112.6 | 117.5 | | | | |

実績は月当たり

見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保しながら成果目標に沿って、地域生活の移行を進め、利用者数を削減していきます。一方で、障害のある人の高齢化、重度化が進んでいることもあり、施設入所を希望する人が増えている現状です。本市では地域移行を推進できるよう、施設入所者へ住まいに関する希望を継続的に聞くなど環境を整えます。

グループホームについては、地域生活への移行を推進する上でも重要な役割を担うサービスです。重度の方が利用できるグループホームが不足している課題もあることから、環境整備とともにグループホーム利用者本人の暮らし方、希望を把握するよう努め、希望に合った支援を実施します。

(4) 相談支援サービス

見込量

全てのサービスで、令和3年度から令和4年度にかけて増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

(人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-----------|----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| (1)計画相談支援 | 人 | 計画 | 439 | 526 | 629 | 430 | 440 | 450 |
| | | 実績 | 415 | 416 | | | | |
| | % | 計画比 | 94.5 | 79.1 | | | | |
| (2)地域移行支援 | 人 | 計画 | 11 | 15 | 19 | 8 | 10 | 11 |
| | | 実績 | 5 | 4 | | | | |
| | % | 計画比 | 45.5 | 26.7 | | | | |
| (3)地域定着支援 | 人 | 計画 | 4 | 6 | 8 | 5 | 6 | 7 |
| | | 実績 | 3 | 3 | | | | |
| | % | 計画比 | 75.0 | 50.0 | | | | |

実績は月当たり

(2)及び(3)についてはP43(5) の人数も合算しています。

見込量確保のための方策

計画相談支援については、今後も利用者の増加に備えて幅広い事業者の参入を促進し、支援を必要とする利用者に対するサービス利用の調整やモニタリングなどの支援が提供されるよう体制を確保します。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

地域移行支援、地域定着支援については、府中市障害者等地域自立支援協議会をはじめとする関係機関の連携により、施設入所者や入院中の精神障害のある人だけでなく単身で障害のある人等が地域で生活できるよう、取り組みを進めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むよう本市では以下のように目標を設定します。

また、令和5年度から順次アンケート調査を行い、利用者のニーズ把握に努めます。

(人/月)

| 項目名 | | 区分 | 第7期 | | |
|-------------------|---|----|-------|-------|-------|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 精神障害者の地域移行支援の利用者数 | 人 | 計画 | 6 | 7 | 8 |
| 精神障害者の地域定着支援の利用者数 | 人 | 計画 | 4 | 5 | 6 |
| 精神障害者の共同生活援助の利用者数 | 人 | 計画 | 113 | 123 | 133 |
| 精神障害者の自立生活援助の利用者数 | 人 | 計画 | 5 | 6 | 7 |

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する協議の場を開催し、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

(回、人/年)

| 項目名 | | 区分 | 第7期 | | | |
|--------------------------------------|-----------|----|-------|-------|-------|----|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数 | 回 | 計画 | 2 | 2 | 2 | |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 保健 | 人 | 計画 | 4 | 4 | 4 |
| | 医療(精神科) | 人 | 計画 | 4 | 4 | 4 |
| | 医療(精神科以外) | 人 | 計画 | 2 | 2 | 2 |
| | 福祉 | 人 | 計画 | 18 | 18 | 18 |
| | 介護 | 人 | 計画 | 3 | 3 | 3 |
| | 当事者 | 人 | 計画 | 2 | 2 | 2 |
| | 家族 | 人 | 計画 | 2 | 2 | 2 |
| その他 | 人 | 計画 | 4 | 4 | 4 | |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 回 | 計画 | 1 | 1 | 1 | |

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援の実施

基幹相談支援センターの機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。

| 項目名 | 区分 | 第7期 | | |
|-------------------|----|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| 総合的・専門的相談支援の実施の有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |

地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。

(回、件/年)

| 項目名 | 区分 | 第7期 | | | |
|---------------------------------|----|-----------|-----------|-----------|----|
| | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 件 | 計画 | 10 | 10 | 10 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 件 | 計画 | 21 | 21 | 21 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 回 | 計画 | 24 | 24 | 24 |

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への府中市職員の参加を促進します。

(人/年)

| 項目名 | | | 区分 | 第7期 | | |
|-----------------------------------|---------------|---|----|-------|-------|-------|
| | | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修の府中市職員の参加人数 | 障害支援区分認定調査員研修 | 人 | 計画 | 7 | 7 | 7 |
| | 障害認定審査会委員研修 | 人 | 計画 | 2 | 2 | 2 |
| | 障害者虐待防止対策支援研修 | 人 | 計画 | 2 | 2 | 2 |

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析します。そして、その結果を事業者への集団指導の中で共有します。

(回/年)

| 項目名 | | | 区分 | 第7期 | | |
|--|---|----|----|-------|-------|-------|
| | | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無 | | | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する場の開催回数 | 回 | 計画 | 1 | 1 | 1 | |

(8) 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者及び発達障害児（以下、「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

(人/年)

| 項目名 | | 区分 | 第7期 | | |
|------------------------------------|---|----|-----------|-----------|-----------|
| | | | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| ペアレントトレーニングの受講者数 (家族のスキル向上支援事業) | 人 | 計画 | 72 | 72 | 72 |
| ペアレントプログラムの受講者数 (家族のスキル向上支援事業) | 人 | 計画 | 51 | 51 | 51 |
| ペアレントメンターの登録人数 (ペアレントメンター養成等事業) | 人 | 計画 | 2 | 2 | 2 |
| ピアサポートの活動への参加人数 (ピアサポート推進事業) | 人 | 計画 | 37 | 37 | 37 |

(9) 地域生活支援事業

見込量

相談支援事業や地域活動支援センターは、現状の体制を維持します。

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後も伸びていくと考えて見込量を設定します。

日常生活用具給付等事業は、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用以外は増加しており、第7期も増加を見込みます。

移動支援事業、訪問入浴サービスは、地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

(か所、人、件、時間、回/年)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-------------------|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| (1)理解促進研修・啓発事業 | | 計画 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | | | | |
| (2)自発的活動支援事業 | | 計画 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | | | | |
| (3)相談支援事業 | | | | | | | | |
| 相談支援事業 | | | | | | | | |
| ア 障害者相談支援事業 | か所 | 計画 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | | 実績 | 4 | 4 | | | | |
| イ 地域自立支援協議会 | か所 | 計画 | 1 | 1 | 1 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 1 | 1 | | | | |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | | 計画 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | | | | |
| 住宅入居等支援事業 | | 計画 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | | | | |
| (4)成年後見制度利用支援事業 | | 計画 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | | | | |
| (5)成年後見制度法人後見支援事業 | | 計画 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | | | | |

令和5年度は7月時点の実績。

(か所、人、件、時間、回/年)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-----------------------|----|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| (6)意思疎通支援事業 | | | | | | | | |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | | | | | | | | |
| 実利用者数 | 人 | 計画 | 64 | 66 | 68 | 56 | 57 | 58 |
| | | 実績 | 36 | 51 | | | | |
| | | % 計画比 | 56.2 | 77.3 | | | | |
| 派遣人数 | 人 | 計画 | 750 | 770 | 790 | 810 | 830 | 850 |
| | | 実績 | 643 | 723 | | | | |
| | | % 計画比 | 85.7 | 93.9 | | | | |
| 手話通訳者設置事業 | 人 | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 1 | 1 | | | | |
| | | % 計画比 | 100.0 | 100.0 | | | | |
| (7)日常生活用具給付等事業 | | | | | | | | |
| | 件 | 計画 | 5,026 | 5,042 | 5,058 | 4,967 | 4,970 | 4,973 |
| | | 実績 | 5,332 | 4,639 | | | | |
| | | % 計画比 | 106.1 | 92.0 | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 計画 | 32 | 36 | 40 | 29 | 32 | 35 |
| | | 実績 | 19 | 24 | | | | |
| | | % 計画比 | 59.4 | 66.7 | | | | |
| 自立生活支援用具 | 件 | 計画 | 50 | 50 | 50 | 55 | 55 | 55 |
| | | 実績 | 55 | 55 | | | | |
| | | % 計画比 | 110.0 | 110.0 | | | | |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 計画 | 60 | 60 | 60 | 47 | 47 | 47 |
| | | 実績 | 33 | 47 | | | | |
| | | % 計画比 | 55.0 | 78.3 | | | | |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 計画 | 128 | 138 | 148 | 80 | 80 | 80 |
| | | 実績 | 107 | 39 | | | | |
| | | % 計画比 | 83.6 | 28.3 | | | | |
| 排せつ管理支援用具 | 件 | 計画 | 4,746 | 4,747 | 4,748 | 4,744 | 4,744 | 4,744 |
| | | 実績 | 5,111 | 4,456 | | | | |
| | | % 計画比 | 107.7 | 93.9 | | | | |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 件 | 計画 | 10 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | | 実績 | 7 | 18 | | | | |
| | | % 計画比 | 70.0 | 163.6 | | | | |

(か所、人、件、時間、回/年)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-----------------------|----|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| (8)手話通訳者養成研修事業 | | | | | | | | |
| 手話通訳者認定試験合格者数 | 人 | 計画 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 | 0 | 0 | | | | |
| | | % 計画比 | 0.0 | 0.0 | | | | |
| (9)点字奉仕員養成研修事業 | | | | | | | | |
| 点字講習会(中級)修了者数 | 人 | 計画 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | | 実績 | 5 | 5 | | | | |
| | | % 計画比 | 41.6 | 41.7 | | | | |
| (10)移動支援事業 | | | | | | | | |
| 実利用者数 | 人 | 計画 | 414 | 427 | 440 | 367 | 380 | 395 |
| | | 実績 | 329 | 341 | | | | |
| | | % 計画比 | 79.5 | 79.9 | | | | |
| 支給決定者数 | 人 | 計画 | 764 | 865 | 966 | 660 | 675 | 691 |
| | | 実績 | 641 | 631 | | | | |
| | | % 計画比 | 83.9 | 72.9 | | | | |
| 延べ利用時間数 | 時間 | 計画 | 45,313 | 46,238 | 47,163 | 47,018 | 51,338 | 56,054 |
| | | 実績 | 36,899 | 39,439 | | | | |
| | | % 計画比 | 81.4 | 85.3 | | | | |
| (11)地域活動支援センター | | | | | | | | |
| 実施か所数 | か所 | 計画 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | 実績 | 5 | 5 | | | | |
| | | % 計画比 | 100.0 | 100.0 | | | | |
| 実利用者数 | 人 | 計画 | 2,997 | 2,997 | 2,997 | 3,000 | 3,100 | 3,200 |
| | | 実績 | 1,423 | 2,618 | | | | |
| | | % 計画比 | 47.5 | 87.4 | | | | |

(か所、人、件、時間、回/年)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | |
|--------------|----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| (12)福祉ホームの運営 | | | | | | | | |
| 実利用者数 | 人 | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 1 | 1 | | | | |
| | % | 計画比 | 100.0 | 100.0 | | | | |
| 延べ利用回数 | 回 | 計画 | 365 | 365 | 366 | 365 | 365 | 365 |
| | | 実績 | 365 | 365 | | | | |
| | % | 計画比 | 100.0 | 100.0 | | | | |
| (13)訪問入浴サービス | | | | | | | | |
| 実利用者数 | 人 | 計画 | 34 | 37 | 40 | 26 | 27 | 28 |
| | | 実績 | 27 | 25 | | | | |
| | % | 計画比 | 79.4 | 67.6 | | | | |
| 延べ利用回数 | 回 | 計画 | 1,178 | 1,208 | 1,238 | 933 | 933 | 933 |
| | | 実績 | 966 | 809 | | | | |
| | % | 計画比 | 82.0 | 67.0 | | | | |
| (14)日中一時支援 | | | | | | | | |
| 実利用者数 | 人 | 計画 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| | | 実績 | 60 | 62 | | | | |
| | % | 計画比 | 83.3 | 86.1 | | | | |
| 延べ利用回数 | 回 | 計画 | 1,340 | 1,340 | 1,340 | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| | | 実績 | 1,499 | 1,594 | | | | |
| | % | 計画比 | 111.9 | 119.0 | | | | |

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第6期 | | | 第7期 | | |
|--------------------------|----|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
| (15)レクリエーション活動等支援 | | 計画 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | | | | |
| (16)視覚障害者向け広報等 読み上げ機能 | | 計画 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | | | | |
| (17)自動車運転免許取得助成 | 人 | 計画 | 3 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| | | 実績 | 0 | 2 | | | | |
| (18)自動車改造助成 | 件 | 計画 | 6 | 6 | 6 | 4 | 4 | 4 |
| | | 実績 | 2 | 2 | | | | |

見込量確保のための方策

相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成などを行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

意思疎通支援事業は引き続き実施し、人材の育成に努めます。

日常生活用具給付等事業、移動支援事業については地域生活を支えるサービスとして、継続して提供体制の確保に努めます。

1 サービスの内容

児童福祉法に基づき、市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

自立支援給付（障害福祉サービス）

| 障害児通所支援（障害のある児童が施設で利用するサービス） | |
|-----------------------------------|--|
| 児童発達支援・ 医療型児童発達支援 | 障害のある児童(療育の必要な児童)に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービス 医療型児童発達支援では、上記の支援と併せて治療を提供 |
| 放課後等デイサービス | 就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス |
| 保育所等訪問支援 | 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に対し、居宅において児童発達支援を行うサービス |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 |

2 成果目標

「府中市障害児福祉計画(第3期)」では、障害児福祉計画に係る国の基本指針に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標

児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

現在は市内において都立の医療型児童発達支援センターで、心身の発達に遅れや障害のある児童に療育を行っていますが、それに加えて、令和6年4月より、市立の福祉型児童発達支援センターを開所します。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|-----------------------------|-----|---------------|
| 令和4年度末の児童発達支援センター数 | 1か所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の児童発達支援センター数 | 2か所 | 令和9年3月31日時点の数 |

保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本市では、既に保育所等訪問支援を利用できる体制にありますが、今後開所する市立の福祉型児童発達支援センターにおいても保育所等訪問支援を提供するなど、支援の充実を図ります。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|----------------------|------|---------------|
| 令和4年度末の事業所数 | 2事業所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の事業所数 | 3事業所 | 令和9年3月31日時点の数 |

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標

国の指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

本市では、既に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所共に確保されていますが、今後も充実されるように努めます。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|--|------|---------------|
| 令和4年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 0事業所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 1事業所 | 令和9年3月31日時点の数 |
| 令和4年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 1事業所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 1事業所 | 令和9年3月31日時点の数 |

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|--|-----|---------------|
| 令和4年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況 | 設置済 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況 | 設置済 | 令和9年3月31日時点の数 |
| 令和4年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数 | 0人 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数 | 2人 | 令和9年3月31日時点の数 |

3 サービス見込量（活動指標）

（１）見込量

障害児相談支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスは、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

児童発達支援、医療型児童発達支援は、令和3年度から令和4年度にかけては減少していますが、今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

(人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第2期 | | | 第3期 | | | |
|--------------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| (1)児童発達支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 1,645 | 1,675 | 1,705 | 2,005 | 2,005 | 2,005 |
| | | | 実績 | 2,295 | 1,712 | | | | |
| | | % | 計画比 | 139.5 | 102.2 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 232 | 240 | 248 | 234 | 234 | 234 |
| | | | 実績 | 239 | 231 | | | | |
| | | % | 計画比 | 103.0 | 96.3 | | | | |
| (2)医療型児童発達支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 119 | 124 | 129 | 92 | 92 | 92 |
| | | | 実績 | 98 | 79 | | | | |
| | | % | 計画比 | 82.4 | 63.7 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 22 | 23 | 24 | 15 | 15 | 15 |
| | | | 実績 | 15 | 14 | | | | |
| | | % | 計画比 | 68.2 | 60.9 | | | | |

実績は月当たり

(人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第2期 | | | 第3期 | | | |
|-----------------------------|-------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | |
| (3) 居宅訪問型児童 発達支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 4 |
| | | | 実績 | 0.75 | 4 | | | | |
| | | % | 計画比 | 0.0 | 0.0 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 実績 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | | % | 計画比 | 0.0 | 0.0 | | | | |
| (4) 保育所等訪問支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 8 | 9 | 10 | 92 | 104 | 115 |
| | | | 実績 | 33 | 49 | | | | |
| | | % | 計画比 | 412.5 | 544.4 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 3 | 4 | 5 | 40 | 45 | 50 |
| | | | 実績 | 10 | 21 | | | | |
| | | % | 計画比 | 333.3 | 525.0 | | | | |
| (5) 放課後等デイ サービス | サービス量 | 人日 | 計画 | 5,564 | 5,664 | 5,764 | 7,284 | 7,688 | 8,114 |
| | | | 実績 | 6,385 | 6,539 | | | | |
| | | % | 計画比 | 114.8 | 115.4 | | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 513 | 525 | 537 | 588 | 621 | 655 |
| | | | 実績 | 528 | 528 | | | | |
| | | % | 計画比 | 102.9 | 100.6 | | | | |
| (6) 障害児相談支援 | 実利用者数 | 人 | 計画 | 62 | 66 | 70 | 72 | 73 | 74 |
| | | | 実績 | 63 | 65 | | | | |
| | | % | 計画比 | 101.6 | 98.5 | | | | |
| (7) 医療的ケア児支援の コーディネーター配置 | 配置人数 | 人 | 計画 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | | | | |
| | | % | 計画比 | 0.0 | 0.0 | | | | |

実績は月当たり

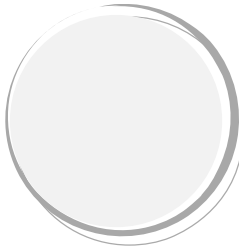
(2) 見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、幅広いサービス提供事業者の参入の促進とサービスの質の向上を目指していきます。

障害児相談支援は、事業所の参入を促進し、障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

保育所等訪問支援は、福祉型児童発達支援センターの設置に合わせて、十分な提供体制を確保します。

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所への働きかけなどにより、サービス提供体制の整備を促進します。



資料編

1 府中市障害者計画推進協議会

任期：令和3年7月19日～令和6年3月31日

| | 氏名 | 選出区分 | 団体名称 |
|---|--------|------------------------|---|
| | 曾根 直樹 | 学識経験を有する者 | 日本社会事業大学大学院教授 |
| | 藤原 里美 | 学識経験を有する者 | |
| | 岡本 直樹 | 社会福祉関係団体の構成員 | 自立生活センターC I Lふちゅう |
| | 桑田 利重 | 社会福祉関係団体の構成員 | 地域生活支援センターみ～な (～R4年3月) |
| | 長崎 昌尚 | 社会福祉関係団体の構成員 | 地域生活支援センターみ～な (R4年7月～) |
| | 鈴木 卓郎 | 府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者 | 地域生活支援センタープラザ 府中市障害者等地域自立支援協議会副会長 (～R4年3月) |
| | 吉田 真介 | 府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者 | 地域生活支援センタープラザ 府中市障害者等地域自立支援協議会副会長 (R4年7月～R5年3月) |
| | 中川 さゆり | 府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者 | 地域生活支援センタープラザ 府中市障害者等地域自立支援協議会副会長 (R5年6月～) |
| ○ | 高橋 美佳 | 社会福祉関係団体の構成員 | 地域生活支援センターあけぼの |
| | 永井 雅之 | 社会福祉関係団体の構成員 | 府中市精神障害者を守る会家族会 |
| | 北條 正志 | 社会福祉関係団体の構成員 | 府中市福祉作業所等連絡協議会 |
| | 吉井 康之 | 社会福祉関係団体の構成員 | 府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター |
| | 大東 寛宜 | 関係行政機関の職員 | 東京都立府中療育センター(～R5年3月) |
| | 星 千賢 | 関係行政機関の職員 | 東京都立府中療育センター(R5年6月～) |
| | 西脇 京子 | 社会福祉関係団体の構成員 | 府中市肢体不自由児者父母の会 |
| | 佐藤 正子 | 関係行政機関の職員 | 東京都立多摩府中保健所(～R4年3月) |
| | 深井 園子 | 関係行政機関の職員 | 東京都立多摩府中保健所(R4年7月～) |
| | 鈴木 仁子 | 関係行政機関の職員 | 府中公共職業安定所(～R4年3月) |
| | 渡辺 里江子 | 関係行政機関の職員 | 府中公共職業安定所(R4年7月～) |

| | 氏名 | 選出区分 | 団体名称 |
|--|--------|------------------------|------------------------------|
| | 堀内 省剛 | 関係行政機関の職員 | 東京都立府中けやきの森学園 (~R5年3月) |
| | 相賀 直 | 関係行政機関の職員 | 東京都立府中けやきの森学園 (R5年6月 ~) |
| | 山口 真佐子 | 府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者 | 府中市障害者等地域自立支援協議会会長 |
| | 林 比典子 | 民生委員・児童委員 | 府中市民生委員児童委員協議会副会長 |
| | 藤間 利明 | 公募による市民 | 公募市民 |
| | 中嶋 佳代 | 公募による市民 | 公募市民 |

2 検討経過

| 開催日時 | 会議等 | 検討内容 |
|------------------------|-----------------------|--|
| 令和3年7月16日 | 令和3年度第1回府中市障害者計画推進協議会 | ・府中市障害者計画推進協議会の概要について |
| 令和3年11月26日 | 令和3年度第2回府中市障害者計画推進協議会 | ・進行管理について |
| 令和4年3月29日 | 令和3年度第3回府中市障害者計画推進協議会 | ・進行管理について |
| 令和4年7月19日 | 令和4年度第1回府中市障害者計画推進協議会 | ・進行管理について |
| 令和4年9月29日 | 令和4年度第2回府中市障害者計画推進協議会 | ・進行管理について ・計画策定に係るアンケート調査について |
| 令和4年11月22日 | 令和4年度第3回府中市障害者計画推進協議会 | ・進行管理について ・計画策定に係るアンケート調査票について |
| 令和5年2月8日 | 令和4年度第4回府中市障害者計画推進協議会 | ・進行管理について ・計画策定に係るアンケート調査について ・今後のスケジュールについて |
| 令和5年3月7日～ 令和5年3月20日 | アンケート調査の実施 | 障害者福祉サービス事業所調査 障害者福祉団体調査 |
| 令和5年6月27日 | 令和5年度第1回府中市障害者計画推進協議会 | ・調査報告書について ・進行管理表(見込量案)について |
| 令和5年8月22日 | 令和5年度第2回府中市障害者計画推進協議会 | |
| 令和5年10月13日 | 令和5年度第3回府中市障害者計画推進協議会 | |

(用語集挿入)